

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
<p>第 1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1) 定期接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定による公告を行い、政令第 6 条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、その他必要な事項を十分周知すること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p> B 類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容を十分周知すること。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 予防接種の実施計画</p> <p>(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p> ア (略)</p>	<p>第 1 総論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1) 定期接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定による公告を行い、政令第 6 条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、<u>接種に協力する医師</u>その他必要な事項を十分周知すること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p> B 類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容を十分周知すること。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 予防接種の実施計画</p> <p>(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p> ア (略)</p> <p> イ <u>ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和 6 年度まで時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）を実施していたところ、令和 7 年度についてもキャッチアップ接種に係る経過措置を設けることとしている。経過措置については、第 2. 各論</u></p>

<p>イ (略)</p> <p>ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(ケ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p><u>(ケ) RSウイルス感染症の予防接種にあつては、妊娠高血圧症候群の罹患歴がある又は発症リスクが高いと考えられる者。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 対象者の確認</p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p>なお、接種回数を決定するに当たり、海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができることに留意すること。</p>	<p><u>6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の(3)及び「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」(令和6年11月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)を参考にすること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(ク)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者（<u>なお、インフルエンザの定期接種に際しては、10(5)に記載したように、接種不適当者となることに注意すること。</u>）</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 対象者の確認</p> <p>接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。</p> <p>なお、接種回数を決定するに当たっては、<u>次のことに留意すること。</u></p> <p><u>(1) 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」(平成22年11月26日厚</u></p>
--	--

9 予診票

(1) 予診票については次に掲げる疾病ごとに、それぞれに定める予診票を参考にして作成すること。

ア 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）：様式第二

イ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合又は接種を受ける者が満 16 歳以上の場合：様式第三

ウ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合：様式第四

エ インフルエンザの定期接種：様式第五

オ 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種：様式第六

カ B 型肝炎の定期接種：様式第八

キ ロタウイルス感染症の定期接種：様式第九

ク 新型コロナウイルス感染症の定期接種：様式第十

ケ 帯状疱疹の定期接種：様式第十一

コ R S ウイルス感染症の定期接種：様式第十二

なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接

生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき過去に一部接種した回数や、任意接種として過去に一部接種した回数については、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすこと。

(2) 海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

9 予診票

(1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が満 16 歳以上の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受け手が満 16 歳以上の場合）を、満 16 歳未満の接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、B 型肝炎の定期接種については、様式第八 B 型肝炎予防接種予診票を、ロタウイルス感染症の定期接種については様式第九ロタウイルス感染症予防接種予診票を、新型コロナウイルス感染症の定期接種については様式第十新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を、帯状疱疹の定期接種については様式第十一帯状疱疹予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、満 16 歳以上であって未成年である者に対するヒトパピローマウイルス感染症の定期接

種及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満16歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満16歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の予診票については、当面の間、令和8年3月31日一部改正前の様式第三及び様式第四を参考にして作成することとしても差し支えない。

(2) 作成した予診票については、インフルエンザの定期接種、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ接種の対象者又はその保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

(3) (略)

10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要
注意者

(1) (略)

(2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であることに留意すること。

ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の

種（経過措置による接種を含む。）及び日本脳炎の定期接種については、各市町村の判断で、本人の同意の他、保護者に対して接種の意向を確認することは差し支えない。この場合であっても、満16歳以上の者は保護者の同意は必要無く、予防接種を受けるかどうかについて満16歳以上の者が自ら判断できることから、保護者の意向により判断することなく、本人の同意の有無によって接種の実施を判断するよう留意すること。ただし、仮に予診票の自署欄に保護者の自署が記載されていた場合であっても、本人が接種を受けることを同意していることについて明示的に確認できる場合には、自署欄の修正は不要である。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

(2) 作成した予診票については、インフルエンザの定期接種、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種、新型コロナウイルス感染症の定期接種及び帯状疱疹の定期接種を除き、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。

(3) (略)

10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要
注意者

(1) (略)

(2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者

<p>定期接種（いずれも 13 歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。</p> <p>また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。</p> <p>なお、被接種者が満 16 歳以上である場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 乳幼児・小児に対して定期接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。<u>妊婦に対して定期接種を行う場合は、妊婦本人又はその保護者に対し、接種前に妊娠している児の母子健康手帳の提示を求めること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者（予防接種を受けることが適当でない者）に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意</p> <p>予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生</p>	<p>に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。</p> <p>また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。</p> <p>なお、被接種者が満 16 歳以上である場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 乳幼児・小児に対して定期接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者（予防接種を受けることが適当でない者）に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。<u>なお、インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者で、インフルエンザワクチンの接種をしようとするものは、施行規則第 2 条第 10 号（予防接種を行うことが不適当な状態にある者）に該当することに留意すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意</p> <p>予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生</p>
--	--

じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得よう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含んだ予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が満16歳以上である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

さらに、児童福祉施設等において、被接種者の保護者と連絡をとることができないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱いについては、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。

じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得よう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含んだ予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が満16歳以上である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

さらに、児童福祉施設等において、被接種者の保護者と連絡をとることができないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱いについては、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。

ア～ウ (略)

12 接種時の注意

(1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア (略)

イ ワクチンによっては、凍結させないこと、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。

ウ～オ (略)

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「5種混合ワクチン」という。）を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHi b感染症、小児に対する肺炎球菌感染症、結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症並びに乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行うこと。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

キ 5種混合ワクチンを使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHi b感染症並びに小児に対する肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、皮下接種又は筋肉内注

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であつて、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わつて、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。

ア～ウ (略)

12 接種時の注意

(1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア (略)

イ ワクチンによって、凍結させないこと、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。

ウ～オ (略)

カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「5種混合ワクチン」という。）を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHi b感染症、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

キ 5種混合ワクチンを使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHi b感染症並びに沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン

射により行うこと。また、接種部位については、皮下接種の場合は原則として上腕伸側（外側）、筋肉内注射の場合は原則として三角筋部又は大腿四頭筋部（ただし、乳児にあっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部）にそれぞれ行うこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

ク （略）

ケ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあっては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射することとし、当該部位への接種が困難な場合は、大腿前外側部への接種を考慮すること。なお、その際、臀部には接種しないこと。

接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

コ ロタウイルス感染症の予防接種にあっては、母子健康手帳等により接種記録を確認の上、原則として同一ワクチンを複数回（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは3回）接種すること。接種に際しては接種液が封入されている容器より直接、全量をゆっくりと経口投与すること。他の薬剤や溶液と混合しないこと。

サ RSウイルス感染症の予防接種にあって

を使用する肺炎球菌感染症の予防接種にあっては、皮下接種又は筋肉内注射により行う。また、接種部位については、皮下接種の場合は原則として上腕伸側（外側）、筋肉内注射の場合は原則として三角筋部又は大腿四頭筋部（ただし、乳児にあっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部）にそれぞれ行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

ク （略）

ケ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあっては、ワクチンの添付文書の記載に従って、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋部に筋肉内注射する。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射することとし、当該部位への接種が困難な場合は、大腿前外側部への接種を考慮すること。なお、その際、臀部には接種しないこと。

接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

コ ロタウイルス感染症の予防接種にあっては、母子健康手帳等により接種記録を確認の上、原則として同一ワクチンを複数回（経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは3回）接種する。接種に際しては接種液が封入されている容器より直接、全量をゆっくりと経口投与する。他の薬剤や溶液と混合してはならない。

（新設）

は、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行うこと。

シ 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行うこと。なお、明らかに筋肉量が少ない場合などは、年齢に関係なく大腿前外側部（外側広筋）に接種することも可能であるが、臀部には接種しないこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。

ス 新型コロナウイルス感染症の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行うこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。

セ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行うこと。なお、その際、臀部には接種しないこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

ソ （略）

タ キ、ケ及びサからセまでにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。

(2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア・イ （略）

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村の担当部局に連絡すること。

13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際

セ 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種又は上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。

シ 新型コロナウイルス感染症の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。

ス 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを使用する帯状疱疹の予防接種にあつては、原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。なお、その際、臀部には接種しないこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

セ （略）

ソ キ、ケ、サ、シ又はスにおいて、筋肉内注射により行う場合には、注射針の先端が血管内に入っていないことの確認の際、陰圧をかける必要はないこと。

(2) 被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア・イ （略）

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）の担当部局に連絡すること。

13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際

の注意事項

(1) ~ (4) (略)

(5) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RSウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項による日本脳炎の定期接種(いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。)において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。

(6) (略)

(7) 女性に対する接種の注意事項

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第2項で定める日本脳炎の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

の注意事項

(1) ~ (4) (略)

(5) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種(いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。)において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が満16歳以上である場合は、この限りではない。

(6) (略)

(7) 女性に対する接種の注意事項

政令第3条第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項で定める日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

<p>14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項</p> <p>(1) 安全基準の遵守</p> <p>市町村長は、医療機関以外の場所での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。</p> <p>ア 経過観察措置</p> <p>市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種を受けた者の身体を落ち着かせ、接種した医師、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員等が接種を受けた者の身体の症状を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に<u>とどまらせる</u>こと。また、被接種者の体調に異変が起きた場合に臥床することが可能なベッド等を準備するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救急搬送措置</p> <p>市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用し、又は緊急車両を保有する消防署、近隣医療機関等と接種実施日等に関して<u>事前に</u>情報共有し、連携を図ること。</p> <p>(2) 次回以降の接種時期及び接種方法の説明</p> <p>市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な<u>場合には</u>、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交</p>	<p>14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項</p> <p>(1) 安全基準の遵守</p> <p>市町村長は、医療機関以外の場所での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。</p> <p>ア 経過観察措置</p> <p>市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種を受けた者の身体を落ち着かせ、接種した医師、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員等が接種を受けた者の身体の症状を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に<u>止まらせる</u>こと。また、被接種者の体調に異変が起きた場合に臥床することが可能なベッド等を準備するよう努めること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 救急搬送措置</p> <p>市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用すること又は、<u>事前に</u>緊急車両を保有する消防署、近隣医療機関等と接種実施日等に関して、<u>情報共有し</u>、連携を図ること。</p> <p>(2) 次回以降の接種時期及び接種方法の説明</p> <p>市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な<u>場合は</u>、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交</p>
--	---

<p>付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予防接種を行った際、乳幼児・小児及び妊婦については、(1)に代えて、<u>児の母子健康手帳</u>に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告</p> <p><u>都道府県知事は</u>、「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、管内市町村長と連携し、管内における麻しん及び風しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん及び風しん対策の会議に速やかに報告すること。</p> <p>18 (略)</p> <p>19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(1) <u>ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症</u>、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(帯状疱疹以外の特定疾病にあつては当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者、帯状疱疹にあつては当該疾病にかかっている者、その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であつて、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間(3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲</p>	<p>付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 予防接種を行った際、乳幼児・小児については、(1)に代えて、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>17 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告</p> <p>「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、<u>都道府県知事は</u>、管内市町村長と連携し、管内における麻しん及び風しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん及び風しん対策の会議に速やかに報告すること。</p> <p>18 (略)</p> <p>19 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(1) <u>ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症</u>を除く法の対象疾病(以下「特定疾病」という。)について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者(帯状疱疹以外の特定疾病にあつては当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者、帯状疱疹にあつては当該疾病にかかっている者、その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。)であつて、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年)を経過する日までの間(3)に掲げる疾病については、それぞれ、(3)に掲げるまでの間</p>
---	--

<p>げるまでの間である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間の特例</p> <p>ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳(5種混合ワクチンを使用する場合に限る。)に達するまでの間</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>である場合に限る。)、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間の特例</p> <p>ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳(沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(以下「4種混合ワクチン」という。))及び5種混合ワクチンを使用する場合に限る。)に達するまでの間</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>20 他の市町村等での予防接種</p> <p>定期接種の対象者又は保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。</p> <p>(注) 居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと。</p>	<p>20 他の市町村等での予防接種</p> <p>保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。</p> <p>(注) 居住地の市町村が定期接種の対象者から事前に申請を受けていない場合においても、当該居住地の市町村の判断によって当該定期接種の対象者が受けた予防接種を定期接種として取り扱うことは差し支えないこと。</p>
<p>21 予防接種の間違い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いについては、(1)で報告した間違いを含めて、都道府県において、管内の市町村で当該年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの間)に発生した間違いを取りまとめの上、その間違いの態様ごとに「<u>予防接種による間違い報告</u>」などについて(平成29</p>	<p>21 予防接種の間違い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いについては、(1)で報告した間違いを含めて、都道府県において、管内の市町村で当該年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの間)に発生した間違いを取りまとめの上、その間違いの態様ごとに平成29年3月30日付事務連絡の別添様式を用いて、</p>

<p>年3月30日付事務連絡)の別添様式を用いて、翌年度4月30日までに厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課に報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>22・23 (略)</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の定期接種</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。</p> <p>(5) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とするか、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(以下「3種混合ワクチン」という。)を使用し、初回接種については生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎</p>	<p>翌年度4月30日までに厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課に報告すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>22・23 (略)</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症の定期接種</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とするか、<u>4種混合ワクチンを使用し、初回接種については生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(2)と同様とすること。</p> <p>(5) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(2)と同様とするか、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎</p>
---	---

及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。

(9)～(12) (略)

(13) 急性灰白髄炎の予防接種は、(1)と同様とするか、不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種については、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

(14) Hib感染症の予防接種は(1)と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。

ア～ウ (略)

エ Hib感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第22号。(19)において「改正省令」という。)による改正前の実施規則(以下「旧規則」という。)に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

(15) 第1期の予防接種の初回接種においては、5種混合ワクチン、3種混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。ただし、市町村長が、この方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法又はこれに準ずる方法により接種を実施して差し支えないこととする。

ア～ウ (略)

(16)～(19) (略)

及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(2)と同様とすること。

(9)～(12) (略)

(13) 急性灰白髄炎の予防接種は、(2)と同様とするか、不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種については、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

(14) Hib感染症の予防接種は(1)と同様とするか、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、アの方法を標準的な接種方法とすること。

ア～ウ (略)

エ Hib感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第22号。以下「改正省令」という。)による改正前の実施規則(以下「旧規則」という。)に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

(15) 第1期の予防接種の初回接種においては、5種混合ワクチン、4種混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。ただし、市町村長が、この方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法又はこれに準ずる方法により接種を実施して差し支えないこととする。

ア～ウ (略)

(16)～(19) (略)

<p>2～4 (略)</p> <p>5 小児の肺炎球菌感染症の定期接種 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種 (1)・(2) (略) (削る)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 小児の肺炎球菌感染症の定期接種 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。<u>また、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種 (1)・(2) (略) (3) <u>キャッチアップ接種については、令和6年度の夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している者について、当該期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設けることとしている。当該経過措置の実施に当たっては、次のことに留意すること。</u></p> <p>ア <u>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種した、平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子を対象者とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で実施すること。</u></p> <p>イ <u>3年間の期間中に1回又は2回のワクチン接種歴があり、やむを得ず標準的な接種方法を取ることができずに、接種を中断していた者については、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3</u></p>
---	--

	<p><u>回目) を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を実施するため、次に掲げるワクチンの安全性、免疫原性及び有効性に関する事項についても、十分な説明を行うこと。</u></p> <p><u>(ア) ヒトパピローマウイルス感染症の子宮病変に対するワクチンの有効性は、概ね 16 歳以下の接種で最も有効性が高いものの、20 歳頃の初回接種までは一定程度の有効性が保たれること。さらに、性交経験がない場合はそれ以上の年齢についても一定程度の有効性があることが示されていること。</u></p> <p><u>(イ) 従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を実施した場合においても、明らかな安全性の懸念は示されていないこと。</u></p>
(削る)	<p><u>(4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 5 月以上、かつ 2 回目の注射から 2 半月以上の間隔をおいて 1 回行うこと。上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行うこと。</u></p>
(削る)	<p><u>(5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の注射から 3 月以上の間隔をおいて 1 回行うこと。上記の間隔を全て満たすことを確認のう</u></p>

<p><u>(3) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者に対し、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用し、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p><u>(4) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用して1回目又は2回目までの接種を終了した者が、令和8年度以後に組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの接種を希望する場合は、以下のいずれかの方法により行うものとする。なお、同一の者が組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性は一定程度明らかになっている。</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p><u>(5) ～ (7)（略）</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>え、可能な限り速やかに行うこと。</u></p> <p><u>(6) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p><u>(7) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類 of ワクチンを使用することを原則とするが、同一の者が組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性は一定程度明らかになっていることを踏まえ、市町村長が、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用して1回目又は2回目までの接種を終了した者の接種について、(4)又は(5)に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法により接種を実施して差し支えないこととする。</u></p> <p>ア・イ（略）</p> <p><u>(8) ～ (10)（略）</u></p> <p><u>(11) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、平成26年4月1日より前に、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、実施規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。</u></p>
--	---

<p>(8) ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、感染予防や、がん検診を受診することの必要性について、<u>予防接種を行う際に併せて説明することが望ましい。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 <u>RSウイルス感染症の定期接種</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p><u>妊娠 28 週から妊娠 37 週に至るまでの間にある者とする。</u></p> <p>(2) 接種方法</p> <p><u>RSウイルス感染症の定期接種は、組換えRSウイルスワクチン（妊婦に接種するものに限る）を使用し、妊娠期間中に1回接種すること。</u></p> <p>(3) <u>政令第6条の規定による周知を行うにあたっては、母子保健主管部局とも連携し、妊娠の届出の受付時等にあわせて周知を行うこと。</u></p> <p>(4) 留意事項</p> <p>ア <u>妊婦に対して、接種前に、妊娠している児の母子健康手帳の提示を求め、接種時点で妊娠 28 週 0 日から妊娠 36 週 6 日と確認できた場合に接種すること。</u></p> <p>イ <u>接種から 14 日以内に出生した児における有効性は確立していないことから、14 日以内に妊娠終了を予定している場合には、接種時に説明を行い、同意が得られた場合に接種すること。</u></p> <p>11 <u>高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、<u>沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用し、1 回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 対象者から除外される者</p> <p>これまでに、<u>23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチン</u>を 1</p>	<p>(12) ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、感染予防や、がん検診を受診することの必要性について、併せて説明することが望ましい。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 <u>高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、<u>23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン</u>を使用し、1 回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 対象者から除外される者</p> <p>これまでに、<u>23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン</u>を 1 回以上接種した者は、当該予</p>
---	--

<p>回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>12・13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 帯状疱疹の定期接種 帯状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。 (1)～(7) (略) (8) 対象者の経過措置 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。</p>	<p>防接種を定期接種として受けることはできないこと。</p> <p>また、平成26年度から平成30年度の間既に定期接種として高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けた者についても、同様に当該予防接種を定期接種として受けることはできないことから、政令第6条の規定による周知を行うにあつては、予防接種台帳等を活用し、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努めること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>11・12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 帯状疱疹の定期接種 帯状疱疹の予防接種は、(1)に掲げる者に対し、(2)のいずれかの方法で行うこと。ただし、(1)イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。 (1)～(7) (略) (8) 対象者の経過措置 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、(1)アの対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。また、これに加えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象者とする。</p>
---	--